

日本司法支援センター（法テラス）の 情報提供業務・民事法律扶助業務

令和4年8月
法務省大臣官房司法法制部

情報提供業務

問合せ内容に応じ

- 法制度に関する情報
- 相談機関・団体等に関する情報

を、電話・メール・ホームページ等により無料で提供

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方（※）が、法的トラブルにあったときに

- 法律相談援助
- 代理援助・書類作成援助

を実施

法律相談援助

- 弁護士・司法書士による法律相談を無料で実施

（対象）刑事事件を除く

代理援助・書類作成援助

- 弁護士・司法書士費用等（報酬・実費）の立替え

（対象）

民事裁判等手続（民事事件・家事事件・行政事件に関する手続）

- ・ 民事訴訟（例：金銭請求・損害賠償請求）、民事執行、破産手続等
- ・ 民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む

※ 資力要件：①収入・②保有資産が一定額以下

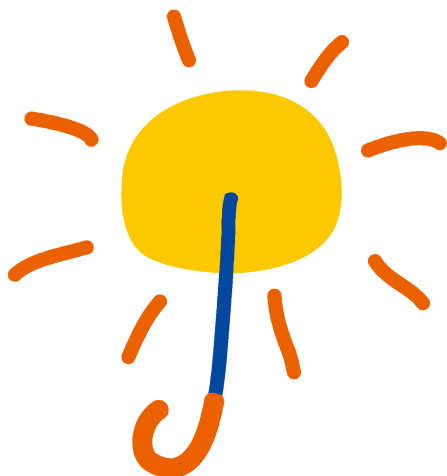
- 例1：東京都在住の単身者 手取り月収：20万2000円以下 ・保有資産：180万円以下
例2：地方都市在住の4人家族 手取り月収：29万9000円以下 ・保有資産：300万円以下

日本司法支援センター

法テラス

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害…

こんなとき、まずは **法テラス**へ。



身近な法的トラブル
お気軽にお問合せください。

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp>

法テラス ハンドブック

目次

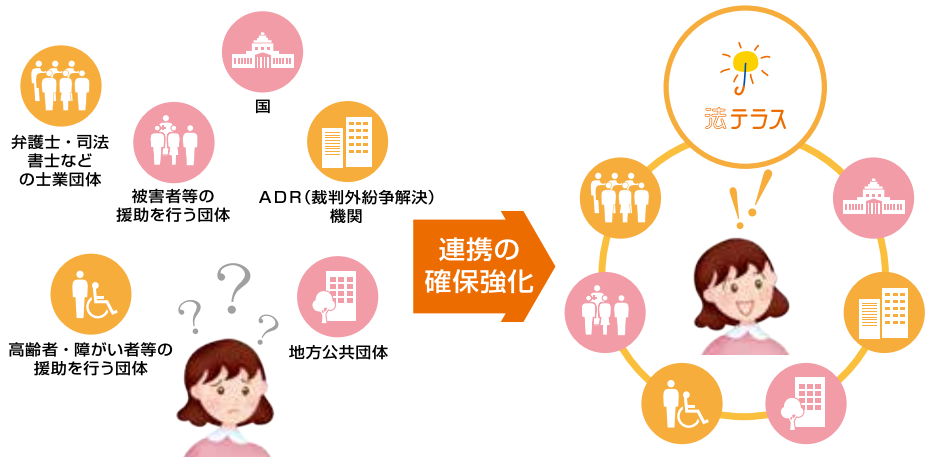
設立の背景	2
関係機関との連携	3
法テラスへのアクセス方法	4
利用の流れ	5
事例1～3	6
法テラスの活用方法	9
民事法律扶助業務	9
司法ソーシャルワーク	14
犯罪被害者支援業務	15
あなたの街のスタッフ弁護士	19
災害時における支援	22
事務所の種類と扱う業務	23
全国事務所所在地一覧	24

法テラスは

「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指す司法制度改革の柱として、総合法律支援法に基づき、政府全額出資で設立されました。

全国の相談窓口の情報がひとつになっていないために窓口にとどりつけなかったり、経済的な理由で弁護士・司法書士などの法律の専門家に相談ができない、近くに法律専門家がいなかったりといった問題があり、これまで司法は国民にとって使い勝手がよいとは言えないものでした。

法テラスでは、これらの問題を改善して、法的トラブルの解決に必要な情報やサービスをどなたでも簡単に利用できる、法的解決への「道しるべ」となるための活動を全国で行っています。



法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、以下のサービスを提供しています。

情報提供

お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を、電話やメール、面談により、無料で提供しています。

民事法律扶助

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には弁護士や司法書士費用等の立替えを行います。

犯罪被害者支援

犯罪被害者やその家族などからの問合せに対し、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度情報や相談窓口をご案内し、必要に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。また、一定の要件の下、弁護士との無料法律相談や弁護士に依頼した場合の費用等の援助を行っています。

司法過疎対策を含む スタッフ弁護士に関する業務

常勤弁護士（スタッフ弁護士）に、民事法律扶助事件や国選弁護事件などを取り扱わせます。また、身近に法律家がない司法過疎地域にも事務所を設置し、そこに配置したスタッフ弁護士に法律事務全般を取り扱わせます。

サービスのご利用には、まず法テラスへアクセス(4ページへ)



関係機関との連携

より密接な連携を目指しています。

法テラスは、関係機関と法テラスの担当者が日頃から連絡を取り合える関係を築き、相互の業務内容のもとより、相談業務の開催状況、混雑状況なども把握することで、利用者に必要な情報を迅速・的確に提供していけるよう、より密接な連携を目指しています。

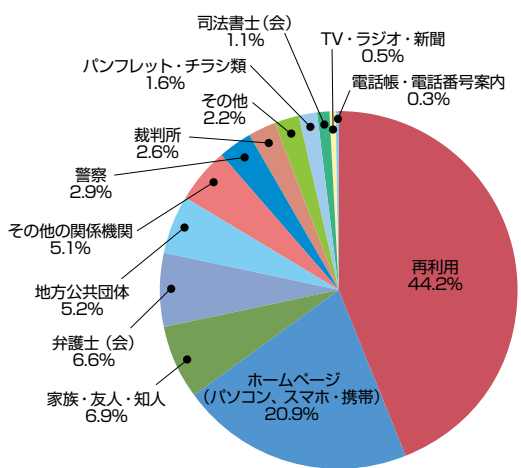
関係機関との連携方法の例

<p>相談窓口の紹介</p> <p>トラブルの内容に適した相談窓口を紹介します。</p>	<p>相談窓口への転送</p> <p>利用者の同意を得て紹介先へ電話を転送します。</p>	<p>相談窓口への取次ぎ</p> <p>電話又は面談で得た情報を、利用者の同意を得た上でFAX等により紹介先に取り次ぎます。</p>	<p>相談の予約</p> <p>転送や取次ぎを前提に、紹介先が予約制の場合には、利用者に代わって予約を取ります。</p>
---	--	---	---

関係機関と法テラスが連携するメリット

- 関係機関との連携がより密接になるほど、相互に相談内容等の情報を共有でき、利用者の負担はより少なくなります。
- 法テラスが関係機関と連携することにより、効率的に専門の窓口へ誘導することができます。
- 法テラスの持つFAQ(法制度に関するよくある質問と答え)や相談窓口のデータベースを使用し、ホームページで、いつでも必要な情報を検索できます。関係機関との連携強化により、データベースの内容が充実し、利用者により最適な情報を提供できます。

法テラス・サポートダイヤル利用者の認知経路 (令和2年度)



業務説明・法教育等事業

法テラスの業務や法制度について周知・啓発を進めています。

法テラスでは、関係機関向けの業務説明会や、地域住民等に法律を身近なものとして考えてもらうための様々なイベントを、各地で開催しています。

法テラスへのアクセス方法

電話やメール、面談でもお問合せを受け付けています。

法テラスでは、法テラス・サポートダイヤルや全国にある法テラス事務所の窓口のほか、ホームページでもお問合せを受け付けています。

いずれにお問合せいただいても、個々の状況に応じた法テラスのサービスへおつなぎいたします。



法テラスへのアクセス

1 法テラス・サポートダイヤルへ

お な や み な し
0570-078374

IP電話からは 03-6745-5600

・通話料

固定電話からは、全国一律3分9.35円(税込)

携帯電話からは、20秒11円程度(税込)

公衆電話からは、全国一律1分11円(税込)

IP電話からは、3分約9.24円(税込)

平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

法テラス・サポートダイヤルではオペレーターがお問合せ内容に応じた案内をしております。

初めて法テラスをご利用される方は、まずサポートダイヤルにお電話ください。

PC・スマートフォンサイト
二次元バーコード

ホームページでは、電子メールによるお問合せも24時間受け付けています。



犯罪の被害にあわれた方やそのご家族からのお問合せについては、15ページへ。

2 お近くの「法テラス」へ

業務時間 平日 9:00 ~ 17:00
(年末年始を除く)

各事務所の所在地は、巻末をご覧ください。

全国の県庁所在地(北海道については、札幌市に加え、函館市、旭川市、釧路市)に設置されている50か所の法テラス地方事務所(本所)及び11か所の支部の窓口には、お問合せに対応する専門の職員を配置しています。

3 外国語話者の方はこちらへ

多言語情報提供サービス

(通訳を介して日本の法制度や相談窓口情報をご紹介します)

お な や み ナイ ナイ
0570-078377

・平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

対応言語

・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

利用の流れ

個々の状況に応じた情報やサービスを提供し、法的トラブル解決のお手伝いをいたします。

事例



主婦のAさんは、夫との不仲で悩んでいます。夫は家を出ていき、生活費も入れてくれません。しかし、どのような解決方法があるのか、どこに相談したらいいのか分からず、困っています・・・。
そんなとき、友人から法テラス・サポートダイヤルを教えてもらいました。

法テラス・サポートダイヤルに電話したら、
どんなことを教えてくれるの？

Aさんはこれまでの経緯や希望を、オペレーターに伝えたところ、夫婦関係調整調停手続の流れや管轄裁判所について教えてくれました。
また、具体的な進め方については、弁護士との相談を提案されました。Aさんは相談費用が心配なことを伝えると、法テラスの無料法律相談（民事法律扶助）について説明がありました。Aさんが相談を希望したところ、利用条件（9ページ参照）に合うかの確認があり、最寄りの法テラスで相談の予約を取ることができました。



情報提供料 0円

法律相談って、
どんなことを教えてくれるの？



弁護士からは、調停の具体的な進め方や今後の見通し、弁護士がしてくれることなどについて説明を受けました。

相談費用 0円

弁護士に依頼したいけど、費用が・・・



法律相談の結果、弁護士に依頼することを決めたAさん。（審査の上で）法テラスの民事法律扶助制度を利用して、弁護士費用等を立て替えてもらい、毎月10,000円ずつ返済することになりました。調停では夫婦関係を回復できるようお互いに努めることで合意し、夫との関係も徐々に修復されていきました。

弁護士費用（着手金・実費等）152,000円

依頼が終了したら、その後は？

Aさんは、手続終了後、事件の結果に応じて決定された報酬金を含め、法テラスにおいて立て替えた弁護士費用について、毎月10,000円ずつ返済を続けていきます。

弁護士費用（報酬）88,000円

合計 240,000円 ※立替金額は一例です。ケースによって異なります。

※消費税率は10%で計算しています（税込）。

事例 一人で悩まず、まず相談！

1 多重債務問題編

何となく不安を感じていても、誰にも相談できず、知らず知らずのうちに「多重債務」に陥ってしまうこともあります。次のような不安を抱え、立ち止まっていた多くの方が、法テラスにお問合せいただき、解決への一歩を踏み出しています。

法制度のご紹介

Q 利用者

カードローンの返済がもう無理です。何かいい方法はありませんか？自己破産するしかないのでしょうか。



A 法テラス



借金を返済・整理するには、次の方法があります。

①任意整理 ②破産手続 ③個人再生手続 ④特定調停

どの方法が良いかは、弁護士又は司法書士に相談するとよいでしょう。

相談窓口のご案内

Q 利用者

借金を低金利で一本化できるという広告を見ました。いい方法だと思うので、この業者に相談しようと思うのですが…。



A 法テラス



借金を一本化することで、必ずしも状況が改善するとは限りません。慎重な判断が必要ですので、法律の専門家に相談することをお勧めします。お住まいの近くにある相談窓口をご紹介します。

民事法律扶助業務のご案内

Q 利用者

パートの収入のみで生活に余裕がありません。自己破産をしたいのですが、弁護士を頼めますか？



A 法テラス



法テラスでは、経済的に余裕のない方に対し、**民事法律扶助**による無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替えを行っています。

※ご利用には収入等が一定額以下であるなどの条件があります。

事例

専門家の助けを必要とする問題もあります。

2

離婚問題編

デリケートな問題のために、一人で悩みを抱えてしまっている方も多くいらっしゃいますが、「気が付いたら、裁判所からの呼出期日が迫っていた…」「相手が行方不明で離婚できないと思っていた…」というように、専門家の判断や支援が必要な場合もあります。

法制度のご紹介

Q 利用者

妻が離婚の話し合いになかなか応じてくれません。どうすればよいですか？



A 法テラス

話し合いによる離婚（協議離婚）ができない場合、家庭裁判所に夫婦関係調整調停（いわゆる離婚調停）の申立てをすることができます。



相談窓口のご案内

Q 利用者

離婚の際、慰謝料をきちんと決めませんでした。離婚後でも請求できると聞いたのですが、どこか相談できる窓口はありますか。働いているので平日昼間は相談に行けないのですが…。



A 法テラス

離婚後でも、離婚成立から3年以内であれば、慰謝料を請求することができます。土日もしくは平日夜間に相談を受けられる相談窓口をお調べして、ご案内します。



民事法律扶助業務のご案内

Q 利用者

離婚を考え別居中ですが、生活費は夫に請求できますか？ 手続について不安なので弁護士に依頼したいのですが、働いていないので弁護士費用を支払えるか不安です。



A 法テラス

婚姻費用の分担として請求できます。また法テラスの**民事法律扶助**では、弁護士・司法書士費用等の立替えを行っています。

※ご利用には収入等が一定額以下であるなどの条件があります。



事例 犯罪の被害にあってしまったら…

3 犯罪被害者編

私たちは誰もが、犯罪被害者になる可能性をもっています。そして、被害からの回復は容易なことではありません。法テラスでは、殺人、傷害、性被害、配偶者からの暴力(DV)などの犯罪の被害にあわれた方々やその家族の方などの個々の状況に応じて、そのとき最も必要な支援が受けられるよう法制度の紹介や関係機関の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介など、必要な支援への橋渡しを行っています。

法制度のご紹介

Q 利用者

配偶者から暴力を受けています。身の危険を避けるために、利用できる制度がありますか？



A 法テラス

DV防止法に基づく保護命令を地方裁判所に申し立てることが考えられます。申し立ての方法などについては、弁護士に相談するとよいでしょう。



支援窓口のご案内

Q 利用者

夫から暴力を受けているので、子供と一緒に逃げたいです。かくまってもらえるところがあれば利用したいのですが、今話した内容を何度も話すのは辛いです。



A 法テラス

地方公共団体の福祉担当窓口を通じて、婦人相談所による一時保護や民間シェルターの利用申込みを検討してください。また、法テラスでお伺いした相談内容はご希望により支援窓口へお伝えすることもできます。



犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

Q 利用者

娘が性被害にあいました。加害者から示談の申出がありました。どうしたらよいか分かりません。弁護士に相談したいと思っています。経済的に余裕がなく費用のことが心配です。



A 法テラス

法テラスでは個々の状況に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。一定の基準を満たす方には無料法律相談や弁護士・司法書士費用を立て替える民事法律扶助等の制度もあります。



民事法律扶助業務

法テラスは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、次の援助を行っています。

一般法律相談援助

弁護士・司法書士の費用等の立替え

代理援助・書類作成援助

※大規模災害により被災された方に対するの支援はP22へ。

民事法律扶助利用の条件

① 資力が一定額以下であること (A、Bいずれの基準も満たす必要があります)

夫婦間の紛争の場合を除き、利用者本人だけでなく原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。

医療費、教育費などの出資がある場合は相当額が控除されます。

基準

A

収入等が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費・教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者 41,000円	2人家族 53,000円	3人家族 66,000円	4人家族以上 71,000円
----------------	-----------------	-----------------	-------------------

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

基準

B

保有資産が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

代理援助・書類作成援助の場合

不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を保有する場合は、その価額と現金、預貯金との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含まれます。

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

民事法律扶助申込みの流れ

一般法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助の申込みの方にも、まず法律相談を受けていただきます。一般法律相談援助を利用するには左記 **1** と **3** の条件を満たす必要があります。同一問題につき3回まで相談可能です（対面による実施が困難な場合等には、電話等による法律相談が受けられる場合があります）。



法律相談で解決した方は、以下の手続には進みません。

代理援助・書類作成援助の申込み

1 審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において左記 **1 2 3** の条件を満たす必要があります。援助を申し込まれた方には、

- 1) 資力を証明する書類** (給料明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税または非課税証明等)
- 2) 住民票** (本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要)
- 3) 事件関連書類**
- 4) 立替金の引落口座に関する書類** などをご提出いただけます。

2 援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用(着手金・実費等)を決定します。決定した費用はご本人に代わって法テラスが立替えて、弁護士・司法書士に支払い、援助を開始することが決まった後、事件進行中は毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつというように分割でお支払いいただきます。

3 事件完了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。立替えたお金は原則、援助終結決定後3年以内にお支払いが終わる金額で月々ご返済いただきます。次に援助を必要としている方のためにも、返済していただくことがとても重要です。

※生活保護を受給している等の場合、立替費用の返済を猶予・免除することができる場合があります。

生活保護を受給している方が法テラスの扶助を利用するにあたって

1 簡易援助について

民事法律扶助制度による法律相談の時間内で、法律相談担当者に契約解除の通知や時効援用等、簡易な法的文書を作成していただくことを簡易援助といいます。利用者には2,200円(税込)のご負担が生じますが、生活保護受給証明書の提出があった場合には、無料となります。

2 収入要件の確認について

生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書の提出をもって、資力基準を満たすと判断します(法律相談援助の場合は不要)。

3 立替金の償還猶予・免除について

原則として事件終結まで立替金の償還が猶予されます。事件が終結した後、生活保護を受給している場合、申請いただくことで、立替金の償還が免除となる場合があります(ただし、相手方等から経済的利益を得た場合を除きます)。

具体的な使い方は次のページ

事例で見る—民事法律扶助の使い方

事例1 離婚編

○離婚調停の申立てをしたいので、書類の書き方を相談したい。

○離婚の手の流れで注意しておくことを相談したい。

A子さんは、夫と2人の子供と同居している4人家族。
パートで月15万円の収入と30万円の貯金があります。
A子さんは夫との離婚調停を考えており、法律相談を受けたいと考えています。



夫は収入も貯金もあるんですけど、私はパート収入だけです。

無料法律相談を受けられますか？

A子さん



A子さん自身が4人家族の基準(9ページ参照)を満たしている
ので、法テラスの無料法律相談を利用できます。

法テラス職員

¥

離婚などの夫婦間の紛争の場合、「月収」と「現金・預貯金」は配偶者の分は含まず、相談者ご本人の「月収」「現金・預貯金」で判断します。

A子さんの場合は…夫と同居しているので、4人家族の基準「月収(賞与含む)299,000円以下/現金・貯金300万円以下」を満たしているので法テラスの無料法律相談を利用できます。

A子さんは、法テラスで無料法律相談を受け、離婚調停を申し立てることにしました。
そこで、次の2つの方法を検討しました。

- 離婚調停の代理 弁護士が、離婚調停等に代理人として出席。
- 申立書等の作成 司法書士・弁護士が、裁判所に提出する申立書などを作成。

それぞれの手続きを利用した場合、費用は、いくらかかるんですか？

A子さん



¥

- 弁護士に依頼して離婚調停を行う場合
着手金：88,000円～132,000円 実費：20,000円
報酬：(例1)離婚が成立し、200万円の解決金を入手した場合
→220,000円 (入手した金額の10%+税)
(例2)離婚のみ成立し、慰謝料・養育費等金銭の支払いがない場合
→66,000円～132,000円
- 司法書士・弁護士が裁判所に提出する書類の作成のみを行う場合
実費：初回 10,000円(2回目以降は1回につき5,000円)
報酬：初回 27,500円(2回目以降は1回につき22,000円)

事例2 借入編

○カードローンの返済ができないので、自己破産したい。
○ヤミ金業者から借入してしまい、法外な金利で督促を受けている。

Bさんは、妻と2人暮らし。
夫婦とも年金生活で、月の収入は2人合わせて20万円。貯金はありません。
消費者金融5社から借入れをしていますが、返済ができないので、今後の支払い方法について法律相談を受けたいと考えています。



私は、法律相談を受けられますか？
Bさん

はい。
法テラスの無料法律相談を利用できます。
法テラス職員



Bさんの場合は…2人家族の基準「月収（賞与含む）251,000円以下／現金・貯金250万円以下」を満たしているため、法テラスの無料法律相談を利用できます。

Bさんは、法テラスで法律相談を受け、借金の整理について、次の2つの方法を検討しました。

- 自己破産申立 継続的な返済が厳しい場合に裁判所に申立をする。
- 債権者と交渉（任意整理） 分割又は一括払いで返済できるよう交渉する。



それぞれの手続きを利用した場合、費用は、いくらかかるんですか？
Bさん



- 弁護士に依頼して債権者10社までの自己破産を申し立てる場合
着手金:132,000円 実費:23,000円
報酬:(例1)回収した過払金なし→なし
(例2)回収した過払金あり→入手した額の15~20%+税(ただし、上限あり)
- 債権者5社の任意整理の場合
着手金:110,000円 実費:25,000円
報酬:(例1)回収した過払金なし→なし
(例2)回収した過払金あり→入手した額の15~20%+税(ただし、上限あり)
- 債権者20社までで司法書士・弁護士が自己破産申立書類の作成のみを行う場合
実費:17,000円 報酬:88,000円

その他のケース



着手金・実費等の目安

- 代理援助 ● 500万円の請求訴訟 255,000円(税込)
- 書類作成援助 ● 訴状作成 42,500円(税込)

※着手金・実費・報酬は、消費税率10%で計算しています。
※金額及び支払方法は、法テラスの審査で決定します。
※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

特定援助対象者法律相談援助

(支援者申込型出張相談)

高齢や障がいなどのために認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方(特定援助対象者)に対して、**福祉機関などの支援者の方から**法テラスにご連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談等を実施するという制度です。

ここがポイント!

- ・弁護士・司法書士がご自宅や福祉施設などに出張し、資力(収入・預貯金)にかかわらず、法律相談が受けられます。
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料(税込5,500円)をご負担いただきます。
- ・弁護士費用等の立替援助の対象を一定の行政不服申立に拡大。
※ご利用には、資力の条件と審査がございます。

認知機能が十分でない方と判断される例

会話等を行うのに適切な支援を要する、外出時に道に迷うことが多い、抑うつ傾向にある、物忘れが著しいなど



ご利用のSTEP

- 1 支援者の方から法テラスへ連絡
- 2 法テラスから、法律相談の可否をご連絡
- 3 相談を担当する弁護士又は司法書士と、相談日程の調整
- 4 法律相談の実施
- 5 必要に応じて弁護士・司法書士による代理及び書類作成援助
※ご利用には資力の条件と審査がございます

Q 相談には、同席しなくてはいけないの？

A 支援者の皆様には、同席の義務はありません。ただし、ご本人の安心やスムーズな法律相談実施・情報共有のため可能な限りご同席をお願いしております。

Q 知り合いの方から申込みしても大丈夫？

A 家族や知人など、個人の方からの申込みはできません。地方自治体の他、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者の方からのみ、お申込みを受け付けております。ご利用可能機関かどうかは、法テラスまでお問合せください。

司法ソーシャルワーク

～司法も福祉の一部です～

福祉の問題の中には、法律の問題が含まれていることが少なくありません。例えば、認知症等により判断能力の低下した親の年金を、金銭問題を抱えた子が搾取しているため、親が必要な介護サービスが使えないという事例では、虐待問題としての初期対応だけではなく、親の財産管理について成年後見制度等の活用を検討するとともに、債務整理により子の家計改善を行うことが、福祉の問題解決に有効です。法テラスの「司法ソーシャルワーク」は、福祉機関や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、高齢・障がい・生活困窮などの理由で自法的援助を求めることが難しい方の抱える法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組です。

司法ソーシャルワークの取組例

① 福祉機関の施設で法律相談援助(民事法律扶助制度)を実施

福祉事務所や自立相談支援機関などの施設で法律相談を実施することで、高齢者・障がい者にとって法律相談がより利用しやすいものとなります。また、必要な場合には、ケースの状況や問題点を把握されている福祉機関の方が法律相談に同席いただくこともあります。

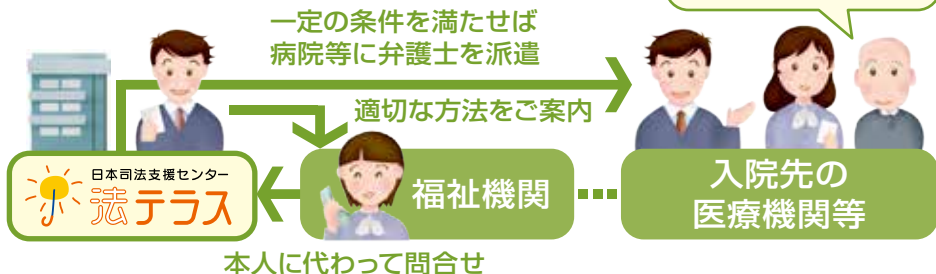
いつもの場所で法律相談が利用できるのね！
福祉の方もいて相談がスムーズ！



② 高齢者等の入院先などへの出張相談を実施

高齢者が入院中で外出できないなど、一定の条件を満たす場合には、弁護士・司法書士が出張して一般法律相談援助を実施することができます。ご本人で法テラスに申込みができない場合、まずは、福祉機関の皆様から法テラスにお問合せください(事案に応じて「特定援助対象者法律相談援助(13ページ参照)」をご案内する場合があります)。

外出できなくても法律相談が利用できるかも！
福祉の方に問合せをお願いしても大丈夫！



上記取組による法律相談の詳細については最寄りの法テラス(24ページ)にお問合せください。

スタッフ弁護士による司法ソーシャルワークの取組は20ページへ →

関係機関との連携

法テラスへのアクセス

利用の流れ

法テラスの活用方法
民事法律扶助業務

法テラスの活用方法
司法ソーシャルワーク

法テラスの活用方法
福祉機関支援業務

あなからの
入りの申し込み

法テラスの活用方法
出張相談業務

法テラスの事務所

犯罪被害者支援業務



法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方やその家族の方などの個々の状況に応じて、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、橋渡しを行っています。

犯罪の被害にあい、お困りの時は・・・

アクセス

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことはないよ

0120-079714

IP 電話からは以下の番号へおかけください。
03-6745-5601 (通話料 3 分約 9.24 円 (税込))
平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)
犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが
対応します。
お問合せの内容に応じ、地方事務所へ取次ぎを行います。

お近くの法テラス窓口 (地方事務所)

電話又は面談でお問合せを受け付けています。
必要に応じ、地方事務所間で取次ぎを行います。

ホームページ

犯罪被害者支援に関する制度や情報の紹介をしています。
相談窓口・FAQの検索ができます。

ご案内

法制度の紹介

被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度情報(刑事手続の流れ、各種支援制度など)をご案内します。

相談窓口のご案内

犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

弁護士の紹介

弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じ、地方事務所の担当者より、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。

弁護士費用等に関する援助制度

※それぞれ一定の要件に該当される場合にご利用いただけます。
各制度の概要は、次のページをご参照ください。

DV等被害者
法律相談援助制度

被害者参加人のための
国選弁護士制度

民事
法律扶助制度

日弁連委託
援助制度
(犯罪被害者/子ども)

被害者参加旅費等支給制度

法テラスの弁護士費用等に関する援助制度

※それぞれ一定の要件に該当される場合にご利用いただけます。

DV等被害者法律相談援助制度

(民事手続 / 刑事手続 / 行政手続)

DV・ストーカー・児童虐待を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力にかかわらず、弁護士による速やかな法律相談を実施します。被害の防止に必要な相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(税込 5,500 円)をご負担いただけます。(⇒詳細は 18 ページへ)

民事法律扶助制度

(民事裁判等手続)

民事、家事及び行政に関する手続等について、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行います。

- (例)・損害賠償命令制度の利用
- ・損害賠償請求(訴訟等)
- ・保護命令申立て など

(⇒詳細は 9 ページへ)

被害者参加人のための国選弁護士制度

(刑事手続)

経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士(被害者参加弁護士)による援助を受けていただけるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

被害者参加旅費等支給制度

(刑事手続)

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給する制度です。被害者参加人の資力等に関わらず、請求することができます。旅費(交通費)及び日当が支払われるほか、出席する裁判所が遠方のためなどの理由で宿泊しなければならない方には、宿泊料も支払われます。

●被害者参加制度とは？

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。参加を許可された被害者などは、「被害者参加人」と呼ばれます。

日弁連委託援助制度 ※代理人となる弁護士を通じての申込が必要です。

犯罪被害者法律援助
(刑事手続 / 行政手続)

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

- (例)・被害届提出
- ・マスコミ対応
- ・少年審判傍聴付添 等

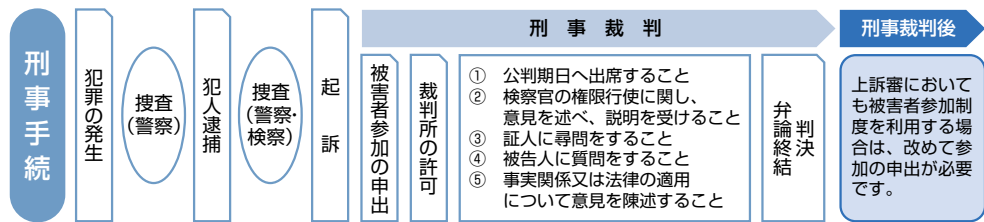
子どもに対する法律援助
(行政手続 / 法的手続)

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行います。

- (例)・行政機関(児童相談所等)や施設との交渉代理
- ・訴訟代理 等

法テラスの犯罪被害者支援に関する 経済的援助制度の流れ

法テラスの弁護士費用等に関する複数の援助制度を連携させることで、一連の事件の流れに即した被害者の方への法的援助が可能となります。



民事・行政手続等

- 示談交渉 ●保護命令申立 ●離婚(交渉、調停、訴訟) ●損害賠償請求など

「決定」に対し、異議申立てがなされた場合

損害賠償命令の申立て(弁論終結まで)

→ 民事裁判へ移行

- 児童相談所等の行政機関との調整 ●シェルターその他の施設等への入所 など

- 養親との離縁の調停 ●扶養を求める調停・審判 ●親権喪失・停止の審判 など

①-I 被害者参加人のための国選弁護士制度

上訴書においては、再度の選定請求が必要です。(①-I)

①-II 被害者参加旅費等支給制度

② DV等被害者法律相談援助

- DV・ストーカー・児童虐待による被害を受けている方や受けるおそれのある方に対する法律相談

③ 民事法律扶助制度

- 法律相談 ●示談交渉 ●損害賠償命令申立 ●損害賠償請求(訴訟等)
- 裁判所への保護命令申立てなど

④ 日弁連委託犯罪被害者法律援助制度

- 被害届提出
- 告訴・告発

不起訴のとき
●検察審査会
への申立て

- 法廷傍聴付添(刑事訴訟手続説明、傍聴席の確保、被害者への証人尋問や意見陳述の際の付添等)
 - 少年審判傍聴付添
 - 少年審判状況説明の申出及び説明聴取
- 家庭裁判所における
少年審判に関する援助

- 事情聴取への同行

- 刑事手続における和解交渉(刑事手続付随の示談交渉を含む) ●加害者側との対話

- 法律相談 ●マスコミ対応 ●犯罪被害者等給付金申請 ●その他犯罪被害者支援のために必要な活動

経済的援助制度

関係機関との連携
法テラスへのアクセス方法
利用の流れ
法テラスの活用方法
民事法律扶助業務
法テラスの活用方法
司法ソーシャルワーカー
法テラスの活用方法
犯罪被害者支援業務
あなたの街の
スタンディ弁護士
法テラスの活用方法
災害時における支援
法テラスの事務所

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力にかかわらず、弁護士による速やかな法律相談を実施します。

- 被害の防止に必要な相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。
- 一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(税込5,500円)をご負担いただきます。

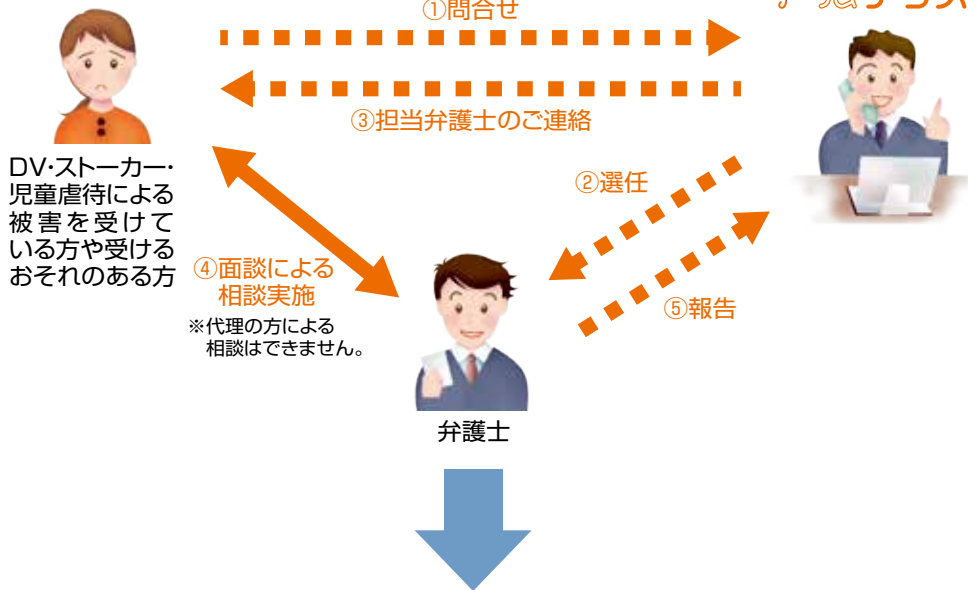
●資産基準…

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

※資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。「加害者に管理されているため自由に引き出すことができない預貯金」などは「資産」に含まれません。具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい場合は、お近くの法テラスまでお問合せください。

■ご利用の流れ



相談した弁護士に依頼をする場合、一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。各制度の概要は、16ページをご参照ください。
弁護士費用等についてご心配な方は、最寄りの法テラスにお問合せください。各種援助制度の内容や利用条件をご案内いたします。

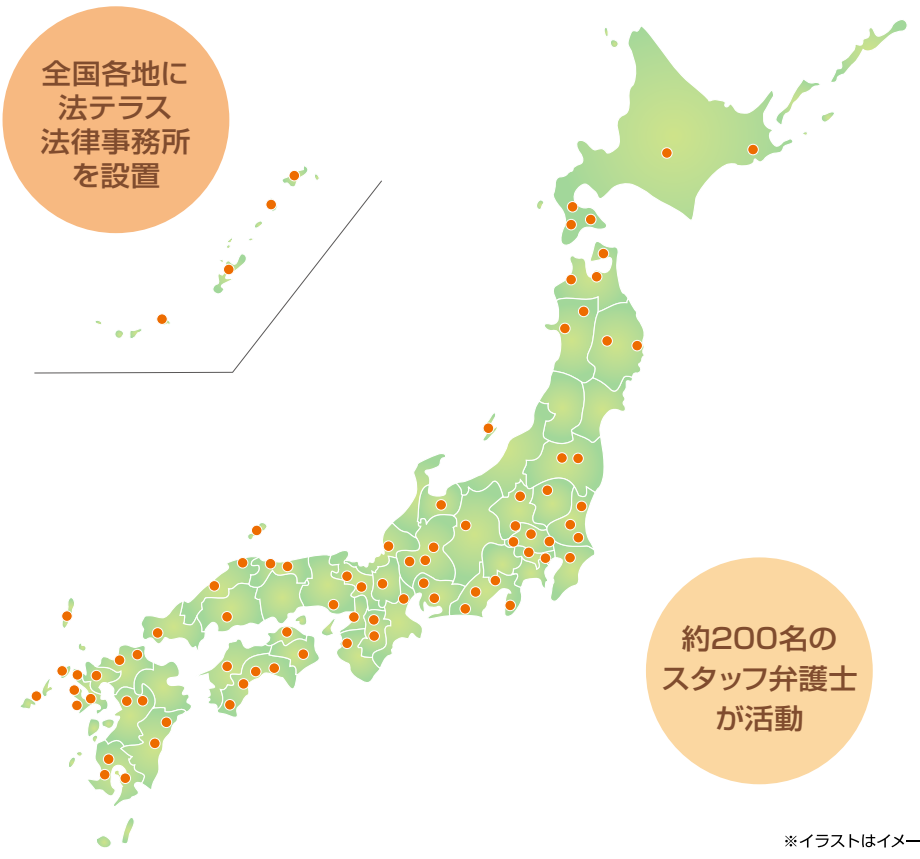
あなたの街のスタッフ弁護士

地域に密着したサービスを展開しています。

スタッフ弁護士とは？

法テラスと契約をしている弁護士には、「一般契約弁護士」と呼ばれる弁護士のほかに、法テラスに常時勤務している「スタッフ弁護士」がいます。スタッフ弁護士は、日本全国に設置する法テラスの法律事務所において、利用者に対し、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、国選被害者参加事件の取扱いほか、司法過疎地域における法律サービスの提供も行っています（サービスの内容は事務所により異なります）。また、「司法ソーシャルワーク」（14ページ参照）として、生活環境や高齢、障がいなどが原因となって自発的には司法にアクセスできない方々が直面する様々な問題を解決するために、社会福祉士、保健師、医師、ケアマネジャーなどの福祉関係者と連携しながら、法的問題を含む総合的な問題解決を図るという取組も積極的に行っています。

▶スタッフ弁護士による司法ソーシャルワークの事例は20・21ページに掲載



※イラストはイメージです。

事例 1

高齢者の債務整理等について、継続的に自治体、地域包括支援センター、法テラスが関わり、それぞれが役割分担をして必要な支援を行った事案



Cさん

一人暮らしで、金銭管理が困難となる。

計画的な支出ができず、生活費が不足してはカードなどで借金を重ねる。在宅でヘルパーを利用していたが、介護サービス利用料が支払えなくなる。

ケアマネジャーから、介護サービスが
続けられないとの訴えを受けた
地域包括支援センターの社会福祉士が
法テラスへ相談

地域包括支援センター

社会福祉士
Cさんへの支援内容について相談しながら決める。

法テラス スタッフ弁護士



本人の依頼を受けて、借金の整理を行う。また、地域包括支援センターと相談の上、今後の金銭管理については、本人に社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用することを勧める。将来的には、自治体とも相談して成年後見につなぐことなどを支援者たちへアドバイスする。

自治体

担当保健師
Cさんの健康状態を把握している。今後の状態も見守る。

社会福祉協議会

日常生活自立支援事業として、Cさんの金銭管理を行う。

その後の 状況

- スタッフ弁護士は、地域で高齢者を見守る自治体や地域包括支援センターに協力を依頼するなどし、成年後見制度利用など法的支援を要する場合には必要な情報が入るよう連携を図っている。

事例 2

高齢者の消費者被害救済のため、消費生活相談センター、地域包括支援センター、市役所、県などに協力を求めた事案



一人暮らしで、認知症を患っている。
浄水器を訪問販売で購入。少ない年金を分割払いに充て、生活費が不足してしまう。

訪問ヘルパーが家庭訪問をした際、請求書を発見し、消費生活相談センターに相談

市の消費生活相談センター
問題の深刻さが分かり、関連する情報が集められる。

Dさんに法テラスを紹介

市役所
市民課（担当保健師）
Dさんを長年見守ってきた。

Dさんの生活歴について情報・資料を提供



当該業者や類似案件について情報提供

県及び県の消費生活センター

法テラス
スタッフ弁護士

スタッフ弁護士が返還請求を受任。業者と交渉するために、各関係機関からの情報を収集。



- ・直近の生活状況について情報提供
- ・精神科医に連絡をとり診断書を準備



地域包括支援センター
(主任ケアマネジャー等)
最近のDさんの生活状況を知っている。

精神科医

その後の状況

- スタッフ弁護士による業者との交渉の結果、業者がDさんに返金することで合意する。
- 引き続き、関係機関と連携してDさんの生活状況等を見守る一方、成年後見制度利用の必要性などについて検討する。

災害時における支援

資力を問わない無料法律相談(被災者法律相談援助※)

法テラスには、大規模災害により被災された方を対象として、弁護士・司法書士による無料法律相談を実施する援助制度があります。

生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般(例えば、金銭問題や不動産問題、相続問題など)の相談が対象です(刑事事件は対象外)。

※対象者や実施期間等の詳細は、個別の政令で指定されます。

これまでに「被災者法律相談援助」が適用された災害

- ・平成28年熊本地震(平成29年4月13日まで)
- ・平成30年7月豪雨(西日本豪雨)(令和元年6月27日まで)
- ・令和元年台風第19号(令和2年10月9日まで)
- ・令和2年7月豪雨(令和3年7月2日まで)

情報提供

災害に関する法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報を無料でご案内します。

お電話やメールでお問合せいただけるほか、法テラスのホームページでは災害に関するQ&Aを掲載しています。

Q 利用者

災害時の法的トラブルについて、どのような問合せがあるのですか？



A 法テラス

例えば、「被災後の賃貸物件の修繕」や「行政の支援制度」などに関するお問合せが多く寄せられています。



「法テラス」事務所の種類と扱う業務



法テラスには、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所、という4種類の事務所があります。設置の目的がそれぞれ異なるため、扱う業務の範囲も違います。

①地方事務所は、全都道府県の県庁所在地の各1か所、北海道は札幌以外に3か所(函館、旭川、釧路)、合計50か所あります。都道府県内の支部・出張所等の事務所を管轄する役割を持ち、これらの事務所と区別するため、本所(ほんしょ)と呼ぶこともあります。

②支部は全国に11か所あります。人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を担当します。

③出張所は、東京に2か所(上野、八王子)、大阪に1か所(堺)あり、民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行っています。また、東日本大震災の被災者支援のため、岩手に1か所(気仙)、福島に1か所(ふたば)出張所を設置しています。

④地域事務所は、弁護士等の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する事務所です。現在37か所あり、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が常駐しています。地域事務所には2つの種類があります。

1つは司法過疎地とよばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所です(現在34か所)。一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行っています。

もう1つは、司法過疎地でないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所です(現在3か所)。

事務所の種類	地方事務所 (本所)	支部	出張所	地域事務所	
				司法過疎 地域事務所	扶助・国選 地域事務所
正式名称	日本司法支援センター □□地方事務所	日本司法支援センター □□地方事務所 ◇◇支部	日本司法支援センター □□地方事務所 ◇◇出張所	日本司法支援センター □□地方事務所 ◇◇地域事務所	
通称	法テラス□□ 例:法テラス東京	法テラス◇◇ 例:法テラス多摩	法テラス◇◇ 例:法テラス上野	法テラス◇◇法律事務所 例:法テラス佐渡法律事務所	
設置数	全国に50か所	全国に11か所	東京に2か所 大阪に1か所 岩手に1か所 福島に1か所	34か所	3か所
扱う業務	法テラスが行う 全ての業務	法テラスが行う 主な5つの業務	民事法律扶助 業務等	法律サービス全般 (有償による法律相談・ 事件の受任も含む)	民事法律扶助、 国選弁護等 関連業務
	◎	△	○	※	▲

*法テラスは、①情報提供、②民事法律扶助、③国選弁護等関連業務、④司法過疎対策、⑤犯罪被害者支援の主要業務のほか、日本弁護士連合会からの委託を受け業務を行っています。

*地方事務所(本所)、支部には法律事務所が併設されている事務所もあります。

(令和4年4月現在)

関係機関との連携
法テラスへのアクセス方法
利用の流れ
法テラスの活用方法
民事法律扶助業務
法テラスの活用方法
司法ソーシャルワーカー
法テラスの活用方法
犯罪被害者支援業務
あなたの街の司法ソーシャルワーカー
法テラスの活用方法
災害時における役割
法テラスの事務所

日本司法支援センター 法テラス 全国事務所所在地一覧

■法テラスでは、ナビダイヤルとIP電話を使用しています。

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	扱う業務
法テラス札幌	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0570-078388	◎
法テラス函館	040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0570-078390	◎
法テラス八雲法律事務所	049-3106	北海道八雲町富士見町21-1	0503383-8366	※
法テラス江差法律事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	※
法テラス旭川	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0570-078391	◎
法テラス釧路	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0570-078392	◎
法テラス青森	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0570-078387	◎
法テラスむつ法律事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	※
法テラス鰺ヶ沢法律事務所	038-2761	鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369	※
法テラス岩手	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0570-078382	◎
法テラス宮古法律事務所	027-0083	宮古市大通4-4-22 宮古中央ビル2F	0503383-0518	※
法テラス気仙	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0570-078385	○
法テラス宮城	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0570-078369	◎
法テラス秋田	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0570-078386	◎
法テラス鹿角法律事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416	※
法テラス山形	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F	0570-078381	◎
法テラス福島	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0570-078370	◎
法テラス会津若松法律事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	※
法テラスふたば	979-0403	双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2F	0570-078376	○
法テラス茨城	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0570-078317	◎
法テラス下妻法律事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 セナミビル1F	0503383-5393	▲
法テラス牛久法律事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511	※
法テラス栃木	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0570-078318	◎
法テラス群馬	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0570-078320	◎
法テラス埼玉	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0570-078312	◎
法テラス川越	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0570-078313	△
法テラス熊谷法律事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	▲
法テラス秩父法律事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	※
法テラス千葉	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0570-078315	◎
法テラス松戸	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0570-078316	△

◎△○※▲:23ページの表をご覧ください。

関係機関との連携
法テラスへの
アクセス方法
利用の流れ
法テラスの活用方法
電話相談
無料法律相談
法テラスの活用方法
司法オンライン
法テラスの活用方法
和紙被服部支援業務
あなごの街の
アクセス方法
法テラスの活用方法
法テラスの活用方法

関係機関との連携
 テラスへのアクセス方法
 利用の流れ
 テラスの活用方法
 司法ソーシャルワーク
 テラスの活用方法
 あなたの目のスクリーン弁護士
 テラスの活用方法
 テラスの活用方法

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	扱う業務
法テラス東京	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0570-078301	◎
法テラス上野	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0570-078304	○
法テラス多摩	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファアレ立川ビル5F	0570-078305	△
法テラス八王子	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0570-078307	○
法テラス神奈川	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0570-078308	◎
法テラス川崎	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0570-078309	△
法テラス小田原	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0570-078311	△
法テラス新潟	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0570-078328	◎
法テラス佐渡法律事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	※
法テラス富山	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0570-078351	◎
法テラス魚津法律事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	※
法テラス石川	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0570-078349	◎
法テラス福井	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0570-078348	◎
法テラス山梨	400-0032	甲府市中央1-12-37 イリックスビル1F	0570-078326	◎
法テラス長野	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0570-078327	◎
法テラス岐阜	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0570-078345	◎
法テラス中津川法律事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	※
法テラス可児法律事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	※
法テラス静岡	420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0570-078321	◎
法テラス浜松	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イースタージ浜松オフィス4F	0570-078324	△
法テラス沼津	410-0833	沼津市三園町1-11	0570-078322	△
法テラス下田法律事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	※
法テラス愛知	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0570-078341	◎
法テラス三河	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0570-078342	△
法テラス三重	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0570-078344	◎
法テラス滋賀	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0570-078339	◎
法テラス京都	604-8005	京都市中京区河原町通三条上条上恵比寿町427 京都朝日会館9F	0570-078332	◎
法テラス福知山法律事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	※
法テラス大阪	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0570-078329	◎
法テラス堺	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0570-078331	○
法テラス兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F	0570-078334	◎
法テラス姫路	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業㈱第2ビル	0570-078336	△
法テラス阪神	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0570-078335	△
法テラス奈良	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0570-078338	◎
法テラス南和法律事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	※
法テラス和歌山	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0570-078340	◎
法テラス鳥取	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0570-078357	◎
法テラス倉吉法律事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンクビエビル202号室	0503383-5497	※

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	扱う業務
法テラス島根	690-0884	松江市南田町60	0570-078358	◎
法テラス浜田法律事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	※
法テラス西郷法律事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	050-3383-5326	※
法テラス岡山	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0570-078354	◎
法テラス広島	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0570-078352	◎
法テラス山口	753-0045	山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F	0570-078353	◎
法テラス徳島	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0570-078394	◎
法テラス香川	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0570-078393	◎
法テラス愛媛	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0570-078396	◎
法テラス高知	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0570-078395	◎
法テラス安芸法律事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	0503383-0029	※
法テラス須崎法律事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	※
法テラス中村法律事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	※
法テラス福岡	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0570-078359	◎
法テラス北九州	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0570-078360	△
法テラス佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0570-078361	◎
法テラス長崎	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0570-078362	◎
法テラス佐世保法律事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 パードハウジングビル402号室	0503383-5516	▲
法テラス平戸法律事務所	859-5121	平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F	0503383-0468	※
法テラス対馬法律事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	※
法テラス杵岐法律事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	※
法テラス五島法律事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	※
法テラス雲仙法律事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14-3 雲仙市小浜老人福祉センター2F	0503383-5324	※
法テラス熊本	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0570-078365	◎
法テラス高森法律事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	※
法テラス大分	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0570-078363	◎
法テラス宮崎	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0570-078367	◎
法テラス延岡法律事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	※
法テラス鹿児島	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0570-078366	◎
法テラス鹿屋法律事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	※
法テラス指宿法律事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	※
法テラス奄美法律事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	※
法テラス徳之島法律事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	0503381-3471	※
法テラス沖縄	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2-3F	0570-078368	◎
法テラス宮古島法律事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	※

(令和4年4月1日現在)

◎△○※▲:23ページの表をご覧ください。

関係機関との連携

法テラスへの
アクセス方法

利用の流れ

法テラスの活用方法
緊急法律扶助業務

法テラスの活用方法
司ロワイヤルワープ

法テラスの活用方法
和婚被相続人支援業務

あなかの街の
アットホームな

法テラスの活用方法
災害用にも使える設備

法テラスの事務所

☀️ 法テラス

法テラスは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。

正式名称は、日本司法支援センター。

法律によってトラブル解決へと進む道を示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」（さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ。）のような場でありたいという意味も込めて法テラスと名づけました。

4月10日は、法テラスの日です。

法テラスでは、法人設立日である4月10日を記念して、毎年4月10日を「法テラスの日」とすることといたしました。

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

受付時間 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

法テラス・ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp>

法テラス

検索

PC・スマートフォンサイト
二次元バーコード



法テラスの活動にご賛同いただける方はご寄附をお願いいたします。詳細はホームページから。

令和4年4月発行

妻と
別居中だけど、
子どもに会いたい。

借金が
返せなくなった。
取り立てが怖くて、
夜も眠れない。

会社が給料を
払ってくれない。
どうすればいいんだ。

死亡した父の借金を
払いたくありません。
どうすればいいですか。

子どもの養育費の
約束をしたのに
払ってくれない夫に
払わせる方法は
ありますか。

ネットオークションで
詐欺にあいました。
どうしたらいいですか。

全国の法テラス

業務時間:平日9:00~17:00

法テラスでは、ナビダイヤルとIP電話を使用しています。

法テラス札幌	0570-078388	〒060-0001 札幌市中央区北1条9-3-1 南大通ビルN1 1F
法テラス函館	0570-078390	〒040-0063 函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F
法テラス旭川	0570-078391	〒070-0033 旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F
法テラス釧路	0570-078392	〒085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F
法テラス青森	0570-078387	〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F
法テラス岩手	0570-078382	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F
法テラス宮城	0570-078369	〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F
法テラス秋田	0570-078386	〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
法テラス山形	0570-078381	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F
法テラス福島	0570-078370	〒960-8131 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F
法テラス茨城	0570-078317	〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
法テラス栃木	0570-078318	〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F
法テラス群馬	0570-078320	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F
法テラス埼玉	0570-078312	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F
法テラス千葉	0570-078315	〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼー)2F
法テラス東京	0570-078301	〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F
法テラス神奈川	0570-078308	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
法テラス新潟	0570-078328	〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F
法テラス富山	0570-078351	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F
法テラス石川	0570-078349	〒920-0937 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内
法テラス福井	0570-078348	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F
法テラス山梨	0570-078326	〒400-0032 甲府市中央1-12-37 イリュックビル1F
法テラス長野	0570-078327	〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F
法テラス岐阜	0570-078345	〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F
法テラス静岡	0570-078321	〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F
法テラス愛知	0570-078341	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンティールビル15F
法テラス三重	0570-078344	〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル
法テラス滋賀	0570-078339	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F
法テラス京都	0570-078332	〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F
法テラス大阪	0570-078329	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F
法テラス兵庫	0570-078334	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸ウエストタワー13F
法テラス奈良	0570-078338	〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F
法テラス和歌山	0570-078340	〒640-8155 和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F
法テラス鳥取	0570-078357	〒680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F
法テラス島根	0570-078358	〒690-0884 松江市南田町60
法テラス岡山	0570-078354	〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F
法テラス広島	0570-078352	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F
法テラス山口	0570-078353	〒753-0045 山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F
法テラス徳島	0570-078394	〒770-0834 徳島市元町1-24 アミコビル3F
法テラス香川	0570-078393	〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F
法テラス愛媛	0570-078396	〒790-0001 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F
法テラス高知	0570-078395	〒780-0870 高知市本町4-1-37 丸の内ビル2F
法テラス福岡	0570-078359	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F
法テラス佐賀	0570-078361	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F
法テラス長崎	0570-078362	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F
法テラス熊本	0570-078365	〒860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F
法テラス大分	0570-078363	〒870-0045 大分市城崎町2-1-7
法テラス宮崎	0570-078367	〒880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F
法テラス鹿児島	0570-078366	〒892-0828 鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F
法テラス沖縄	0570-078368	〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2-3F

その他の事務所情報はホームページからご確認ください。

www.houterasu.or.jp

令和4年4月発行

日本司法支援センター

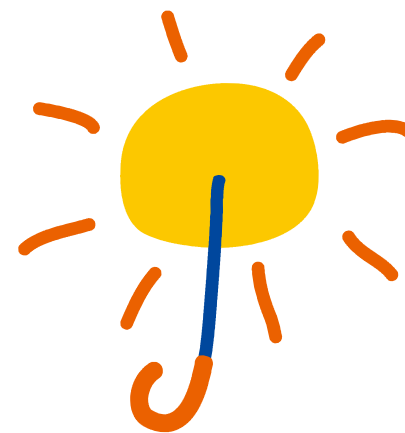
法テラス

誰に相談したらいい?

弁護士、司法書士の費用が心配。

こんなこと聞いていいのかな?

犯罪の被害にあってしまった…



まずは法テラスへ。

はじめてご利用される方は
まず法テラス・サポートダイヤルへお電話ください。

0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

隣の家から騒音が聞こえる。誰に相談したらいいの。

隣の家がゴミ屋敷になっている。誰に相談したらいいの。

中古の家を買ったら雨漏りがひどい。どうすればいい。

職場の上司からのイジメがますますひどくなっているんです。

スマホで無料のゲームをしていたのに20万円請求されました。

弁護士に相談したいけれど、費用が払えない。

おじいちゃんの物忘れが最近ひどくなった。悪い人にだまされてないか心配。どうしたらいいの。

大家さんから急に家賃を値上げされると言われた。

別れた彼氏から脅かされています。

そんな時は法テラスにご相談ください。

相談の手順

1 電話する

法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報を丁寧にご案内します。お問合せはご本人でなくてもかまいません。ご家族、ケースワーカー、医師、支援している方、自治体職員の方もどうぞ。

法テラス・サポートダイヤル
おなやみなし
0570-078374
IP電話からは03-6745-5600

犯罪の被害にあわれた方や
そのご家族は専用ダイヤルへ
なくことないよ
0120-079714
IP電話からは03-6745-5601

（ 平日：午前9時～午後9時
土曜日：午前9時～午後5時
祝日・年末年始を除く ）

2 弁護士・司法書士に相談する*

経済的に余裕のない方には、無料で3回まで相談できる制度があります。「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や預貯金額などで決まります。お問合せください。

※対面による実施が困難な場合等には、電話等による法律相談が受けられる場合があります。

3 弁護士・司法書士に依頼する

経済的に余裕のない方には、弁護士費用や司法書士費用などを立て替える制度があります。「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や預貯金額などで決まります。毎月1万円ずつ、もしくは5千円ずつというように分割でご返済いただきます。生活保護受給中の方は猶予や免除となる場合があります。お問合せください。

4 解決に向かう

困ったら、まずはお電話ください。

①資力が一定額以下であること。

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者の収入・資産を合算した金額で判断します。

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

基準 A

収入が一定額以下であること。
 月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の
 目安は次の通りです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円 (200,200円)	251,000円 (276,100円)	272,000円 (299,200円)	299,000円 (328,900円)

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。

※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

基準 B

保有資産が一定額以下であること。
 資産の基準は以下の通りです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円	250万円	270万円	300万円

※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成援助の際は不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券なども資産に含みます。

②勝訴の見込みがないとはいえないこと。

和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること。

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。



着手金・実費等の例【消費税率は10%で計算(税込)】

代理援助

500万円の請求訴訟	255,000円
金銭請求のない離婚訴訟	266,000円
債権者10社の自己破産	155,000円

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。

※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。

※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

書類作成 援助

訴状作成	42,500円
自己破産申立書等作成 (債権者20社まで)	105,000円

法テラス申込みの流れ

(ご利用のためのしおり)

「民事法律扶助」とは…

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士・司法書士費用等を立て替える制度です。

申込み

●収入・家族構成(裏面・基準A)

●現金・預貯金額(裏面・基準B)

をお伺いします。

裏面の①及び③いずれも満たしている場合、無料法律相談の予約をお取りします。

無料 法律相談

相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替制度(代理援助・書類作成援助)の利用を希望される方には、審査を受けていただきます。

審査

審査では裏面の①～③の条件を全て満たす必要があります。審査に必要な書類は

●資力を証する書類

(給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、生活保護受給証明書など)

●住民票(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要)

●事件関係書類

●立替金の引落口座に関する書類

などです。

援助開始 決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用(着手金・実費等)を決定します。

費用は法テラスがご本人に代わって弁護士・司法書士に支払い、ご本人には原則として、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつというように分割でお支払いいただきます(無利息)。

事件終了

事件の結果に応じて、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金およびその支払方法等を決定します。

※生活保護を受給している場合など、立替費用の返済の猶予・免除を受けられる場合があります。

※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。
法テラスHP <https://www.houterasu.or.jp>